

大分県報

令和二年
号外（四二）
三月三十一日

（火曜日）

目次

訓令 甲

大分県地方機関事務分掌規程の一部改正……………一
大分県事務決裁規程の一部改正……………二

○訓令 甲

大分県訓令甲第十六号

本 地方 機 関
地 方 機 関

大分県地方機関事務分掌規程（昭和三十一年大分県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一条の二第一項の表の地域振興部の項中「地域振興部」を「地域創生部」に改め、同項第九号中「IJUターン」を「UIJTターン」に改め、同項中第二十八号を第二十九号とし、第十三号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十二号中「地域づくり推進事業」を「地域活力づくり総合補助金」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 地方創生に関する事

第一条の二第二項の表の地域振興部の項中「地域創生部」を「地域創生部」に改め、同項第九号中「IJUターン」を「UIJTターン」に改め、同項中第二十八号を第二十九号とし、第十三号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十二号中「地域づくり推進事業」を「地域活力づくり総合補助金」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 地方創生に関する事

第一条の二第三項の表の地域振興部の項中「地域創生部」を「地域創生部」に改め、同項第八号中「IJUターン」を「UIJTターン」に改め、同項中第二十七号を第二十八号とし、第十二号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「地域づくり推進事業」を「地域活力づくり総合補助金」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 地方創生に関する事

第一条の二第四項の表の地域振興部の項中「地域創生部」を「地域創生部」に改め、同項第八号中「IJUターン」を「UIJTターン」に改め、同項中第二十七号を第二十八号とし、第十二号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「地域づくり推進事業」を「地域活力づくり総合補助金」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 地方創生に関する事

第一条の二第五項の表の地域振興部の項中「地域創生部」を「地域創生部」に改め、同項第九号中「IJUターン」を「UIJTターン」に改め、同項中第二十八号を第二十九号とし、第十三号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十二号中「地域づくり推進事業」を「地域活力づくり総合補助金」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 地方創生に関する事

第一条の二第六項の表の地域振興部の項中「地域創生部」を「地域創生部」に改め、同項第八号中「IJUターン」を「UIJTターン」に改め、同項中第二十七号を第二十八号とし、第十二号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「地域づくり推進事業」を「地域活力づくり総合補助金」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 地方創生に関する事

第五条第一項の表の健康安全企画課の項第十九号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同表の衛生課の項第二十三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同表の地域福祉室の項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条第二項の表の健康安全企画課の項第二十号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同表の衛生課の項第五号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第五条第三項の表の健康安全企画課の項第二十号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締

法」に改め、同表の衛生課の項第二十三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第五条第四項の表の健康安全企画課の項第二十号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同表の衛生課の項第五号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同表の地域福祉室の項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条第五項の表の健康安全企画課の項第二十号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同表の衛生課の項第五号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第五条第六項の表の健康安全・衛生課の項第二十号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同項第四十八号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第十九条第十項の表中「課名」を「課又は室名」に改め、同表に次のように加える。

| | |
|-------------------|---------------------------------|
| 中津日 田道路 建設室 | 一 中津日田道路に関する調査設計及び工事 施行に関する事 |
|-------------------|---------------------------------|

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十七号

本 庁
地 方 機 関

大分県事務決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二条第十号中「地域福祉推進監」を「地域共生社会推進監」に改める。

第十条第一項中「（東部保健所、中部保健所、西部保健所及び北部保健所に限る。）」を削る。

別表第一の一の表の十九の項の課長、所長及び室長の欄第十号を次のように改める。

十 法第十七条の十七第五項又は第七項の規定に基づき、認定市町村の地域再生土地利用計画に関する同意をすること。

別表第一の一の表の十九の項の課長、所長及び室長の欄中第十七号を第二十号とし、第十三号から第十六号までを三号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の三号を加える。

十三 法第十七条の三十六第九項、第十一項又は第十六項の規定に基づき、認定市町村の

地域住宅団地再生事業計画に関する同意をすること。

十四 法第十七条の三十六第十二項の規定に基づき、市町村介護保険事業計画に関する意見を求めること。

十五 法第十七条の五十七第四項の規定に基づき、認定市町村の地域農林水産業振興施設整備計画に関する同意をすること。

別表第一の一の表の四十五の項の課長、所長及び室長の欄第十一号中「事項」の下に「又は除票に記載されている事項」を加え、同項を同表の四十六の項とし、同表の四十の項から四十四の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の三十九の項中第二十七号を第二十八号とし、第二十一号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 規則第三十五条の三の規定に基づき、使用料の全部又は一部を還付すること。

別表第一の一の表中三十九の項を四十の項とし、三十八の項を三十九の項とし、同表の三十七の項の班総括の欄第一号中「第八条第二項」を「第八条」に改め、同項を同表の三十八の項とし、同表の三十六の項を同表の三十七の項とし、同表の三十五の項の知事の欄中第一号及び第二号を削り、同項の部長の欄中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第二号とし、同号の次に次のように加える。

三 規則第六十九条第一項の規定に基づき、支出事務の委託契約（設計金額が一千万円以上のものに限る。）を締結すること。

別表第一の一の表の三十五の項の部長の欄に第一号として次の一号を加える。

一 規則第三十六条第一項の規定に基づき、歳入の徴収の委託契約（業務委託契約（指定管理者の指定を含む。）に併せて歳入の徴収を委託する場合において、当該業務委託契約の設計金額が一千万円以上のものに限る。）又は収納の委託契約（設計金額が一千万円以上のものに限る。）を締結すること。

別表第一の一の表の三十五の項の課長、所長及び室長の欄中第三十七号を第三十九号とし、第十五号から第三十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 規則第六十九条第一項の規定に基づき、支出事務の委託契約（設計金額が一千万円未満のものに限る。）を締結すること。

別表第一の一の表の三十五の項の課長、所長及び室長の欄中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 規則第三十六条第一項の規定に基づき、歳入の徴収の委託契約（業務委託契約（指定管理者の指定を含む。）に併せて歳入の徴収を委託する場合において、当該業務委託契約の設計金額が一千万円未満のものに限る。）又は収納の委託契約（設計金額が一千万

円未満のものに限る。)を締結すること。

別表第一の一の表中三十五の項を三十六の項とし、二十五の項から三十四の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の二十四の項の課長、所長及び室長の欄中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 規程第八条の二第四項の規定に基づき、部局長に臨時的任用職員の退職の内申を行うこと。

八 規程第八条の二第五項の規定に基づき、臨時的任用職員に退職の辞令を交付すること。

別表第一の一の表の二十四の項の班総括の欄第一号中「臨時的任用職員任用期間延長・更新報告書」を「臨時的任用職員任用期間延長・更新届出書」に改め、同欄二号を削り、同欄中第三号と第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項を二十五の項とし、同表中二十三の項を二十四の項とし、二十二の項を二十三の項とし、二十一の項の次に次のように加える。

二十二 大
学等にお
ける修学
の支援に
関する法
律（令和
元年法律
第八号。
以下この
項中
「法」と
いう。）
に関する
事務

一 法第七条第二項の規定に基づき、大学等が要件を満たしていることを確認すること。

二 法第十四条第一項の規定に基づき、確認大学の設置者（国及び地方公共団体を除く。以下この項において同じ。）に

対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告すること。
三 法第十四条第二項の規定に基づき、確認大学の設置者が、期限内に勧告に従わなかつたときに、その旨を公表すること。

一 法第七条第三項の規定に基づき、確認をした旨を公表すること。

二 法第十三条第一項の規定に基づき、授業料等

減免対象者若しくはその生計を維持する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させること。
三 法第十三条第二項の規定に基づ

と。

四 法第十四条第三項の規定に基づき、勧告を受けた確認大学の設置者が、正当な理由

がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときに、当該確認大学の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

五 法第十四条第四項の規定に基づき、命令をした場合において、その旨を公示すること。

六 法第十五条第一項の規定に基づき、確認大学等に係る確認を取り消すこと。

七 法第十五条第二項の規定において準用する法第七条第三項の規定に基づき、確認を取り消した旨を公表すること。

づき、確認大学等の設置者若しくはその役員若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該確認大学等の設置者の事務所その他の施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。

別表第一の二の表の一の項の会計管理者の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表の会計管理局長の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 規則第五条第九号の規定に基づき、私人に対する歳入の徴収の委託契約（業務委託契約（指定管理者の指定を含む。）に併せて歳入の徴収を委託する場合において、当該業務委託契約の設計金額が一千万円以上のものに限る。）若しくは収納の委託契約（設計金額が一千万円以上のものに限る。）又は私人に対する支出事務の委託契約（設計金額が一千万円以上のものに限る。）の審査をすること。

別表第一の二の表の一の項の課長及び室長の欄第三号中「徴収停止、徴収猶予、履行期限の延長及び」を削り、同欄中第十六号を第十七号とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 規則第五条第九号の規定に基づき、私人に対する歳入の徴収の委託契約（業務委託契約（指定管理者の指定を含む。）に併せて歳入の徴収を委託する場合において、当該業務委託契約の設計金額が一千万円未満のものに限る。）若しくは収納の委託契約（設計金額が一千万円未満のものに限る。）又は私人に対する支出事務の委託契約（設計金額が一千万円未満のものに限る。）の審査をすること。

別表第二の三の表のホの部の注4中「維持管理費負担金」の下に「、地域活力づくり総合補助金、ネットワーク・コミュニティ推進事業費」を加える。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。